

令和5年8月24日

第166回社会保障審議会医療保険部会

資料2



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

〈令和6年12月2日〜〉

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

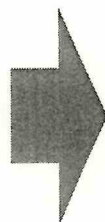
- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

< 従前の方針案と課題 >

< 対応案 >

対象者・交付方法

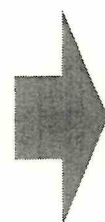
- 原則、本人の申請に基づき交付
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
(資格情報のお知らせ)
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の解除を可能とし、資格確認書を交付

有効期間等

- 1年間を上限
 - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）
被用者保険：原則有効期間なし
地域保険：2年の保険者もあり
 - ・被保険者の更新手続き負担大
(要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生)

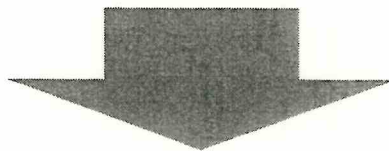


- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止
⇒ 5年以内で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）
材質：紙、プラスチック

マイナ保険証の利用シーンの拡大について

- オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等（※）については、今後、資格情報のみを確認できる汎用型カードリーダーの普及を進めることを想定しているが、当面、マイナ保険証の受入れが困難な場合には、資格確認書での受診のほか、マイナポータルでの被保険者資格の提示や保険者から提案のあった「資格情報のお知らせ」を活用した受診を可能とするといった、マイナ保険証の利用シーンの拡大を図っていく。

※約8,300施設（3.7%/レセプトベースで0.8%）【令和5年6月30日時点】



取組案

- オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する際に、
 - ・ マイナ保険証と合わせてスマートフォンを携行し、受診時に、マイナポータルの被保険者資格情報を提示することで、受診可能とする。
 - ・ **マイナ保険証と、「資格情報のお知らせ」**やこのお知らせを容易に携帯して利用しやすくする工夫をしたものを一緒に提示することで、受診可能とする。

【マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ（抜粋）】（令和5年8月8日）

・ 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上（後期高齢者医療制度は障害を有する65歳以上の被保険者を含む。）のみ）等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した**資格情報のお知らせ**（別添参照）を交付する。なお、**当該お知らせについては、容易に携帯して利用ができるような工夫をし、マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくなると考えられる。**